

事務連絡
平成21年12月25日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化対策企画室
保 育 課

平成22年度次世代育成支援対策交付金について

平素より児童福祉行政の推進にご尽力を賜り御礼申し上げます。

本日、平成22年度予算に係る政府案について閣議決定されましたので、次世代育成支援対策交付金における改正点につき、取り急ぎ情報提供いたします。

なお、詳細については、来年1月に開催予定の『全国厚生労働関係部局長会議』においてご説明させていただく予定としております。

都道府県におかれましては、管内市町村への情報提供をお願いいたします。

記

1. 主な改正点

① 本年11月に実施された行政刷新会議における事業仕分けの評価結果に基づき、仕事を有する保護者向けのサービスである延長保育事業は、事業主拠出金財源による児童育成事業として実施

【国1/3 都道府県1/3 市町村1/3】

【国1/3 指定都市・中核市2/3】

② すべての子育て家庭向けのサービスとしての実施が適当である地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童ふれあい交流事業は、一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施

【国1/2 市町村1/2】

2. 新規事業

- ① 子育てに関する情報ネットワークの構築
- ② 子どもを守る地域ネットワークの機能強化（一部新規）
- ③ 子どもの事故防止予防強化